

平成十九年十一月二十七日受領
答弁 第二四二二号

内閣衆質一六八第二四二号

平成十九年十一月二十七日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員によるマイレージ取得及び利用に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員によるマイレージ取得及び利用に関する再質問に対する答弁書
一から四までについて

先の答弁書（平成十九年十一月十六日内閣衆質一六八第一九五号）一及び二について述べたとおり、御指摘の週刊誌の記述にある「局長」の発言については、大臣官房において確認し、その旨を明確にお答えしてきている。確認の記録を作成しなければならないとする法令上の根拠はなく、外務省として、質問主意書の質問に対して誠意をもって答弁してきている。

五及び六について

出張で航空機を利用する際に職員が取得するマイレージを外務省として管理又は利用しているということとはなく、現時点においてそのような必要があるとも考えていないことは先の答弁書（平成十九年十一月十六日内閣衆質一六八第一九五号）四について等で繰り返し述べたとおりである。なお、外務省職員もその適用を受ける国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）では、マイレージの取得又は利用を禁止する規定はない。